

議第118号

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成19年11月16日提出

京 都 市 長 梶 本 頼 兼

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例

京都市市営住宅条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

第6条第2項中「前項第3号」を「前項第4号」に改める。

第7条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「前条第1項各号」の右に「(第3号を除く。)」を加え、同条第3項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第2号中「一」を「いずれか」に改める。

第7条の2中「第6条第1項第1号」の右に「及び第3号」を加える。

第8条に次のただし書を加える。

ただし、暴力団員である者については、入居させないものとする。

第8条の2各号列記以外の部分中「要件」の右に「及び第6条第1項第3号に掲げる要件」を加える。

第9条前段中「市長は」の右に「第4条から第7条の2までの規定にかかわらず」を、「入居者」の右に「(暴力団員でない者に限る。)」を加え、同条後段を削る。

第9条の2各号列記以外の部分中「の各号に掲げる者」を「に掲げる者(暴力団員でない者に限る。)」に改める。

第23条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定により同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

第24条第1項中「同居していた者」の右に「(入居承認に際して同居を認められた者又は前条の規定により承認を受けて同居している者(以下「同居者」という。)に限る。)」を加え、同条第2項前段中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定による承認を受けようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

第26条第1項第6号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 入居者又は同居者が暴力団員であるとき。

第26条第3項中「前項に規定する」を「第1項第1号又は第6号の規定に基づく同項の請求を受けた」に改め、「の額」の右に「(当該市営住宅が改良住宅等である場合にあっては別に定める額、周山市営住宅又は特定公共賃貸住宅である場合にあっては当該住宅に係る家賃の額)」を加え、同条第4項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 付属施設を使用するものが暴力団員であるとき。

第34条の次に次の1条を加える。

(入居の承認等に関する意見聴取)

第34条の2 市長は、第3条、第23条第1項若しくは第24条第1項の規定による承認又は第26条第1項第6号若しくは同条第4項第5号の規定による明渡しの請求をしようとするときは、市営住宅に入居しようとする者、入居者、同居者又は付属施設を使用するものが暴力団員であるかどうかについて、京都府警察本部長の意見を聴くものとする。

附則第8項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「者」の右に「(暴力団員でない者に限る。)」を加える。

附 則

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

提案理由

市営住宅に暴力団員を居住させないこととする必要があるので提案する。